

平成19年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成19年12月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成19年12月14日 10時14分			議長	坂口久信
	閉会	平成19年12月14日 13時54分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男	10番	山口 光章
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	松本 太		大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永渕 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成19年12月14日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 決算審査特別委員長報告
- 議案第66号 平成18年度町立太良病院事業会計決算の認定について
- 議案第67号 平成18年度太良町水道事業会計決算の認定について
- 議案第68号 平成18年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 平成18年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 平成18年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 平成18年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第73号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第81号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第82号 太良町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第83号 太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第84号 太良町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第86号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第87号 太良町定住促進条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第89号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第90号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第91号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第92号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第93号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第94号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第95号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第96号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第18 議案第97号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第98号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 閉会中の付託事件について  
（追加日程）
- 日程第21 意見書第3号 地方交付税の復元に関する意見書の提出について
- 日程第22 意見書第4号 農業政策見直しに関する意見書の提出について
- 日程第23 意見書第5号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第24 意見書第6号 「有明海再生計画」の早期実現等を求める意見書の提出について
- 日程第25 決議第1号 銃器犯罪の根絶に関する決議について

---

午前10時14分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第1. 決算特別委員長報告。

本件は、去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付託いたしておりました議案第66号 平成18年度町立太良病院事業会計決算及び議案第67号 平成18年度太良町水道事業会計決算並びに議案第68号 平成18年度太良町一般会計外5特別会計歳入歳出決算の認定について、議案集5ページのとおり報告書が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

おはようございます。議長の命により、企業会計並びに一般会計等決算審査特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして閉会中の審査を付託されました議案第66号及び議案第67号の企業会計2件と、議案第68号から議案第73号までの一般会計及び特別会計6件、合わせて8つの案件を審査するため、11月7日、8日、9日の3日間、本委員会を開催いたしました。

執行部からは町長初め、関係各課長と監査委員の出席を求めて慎重審議をいたしましたので、報告をいたします。

議事の都合上、初日は企業会計2議案を審査、採決し、11月8日、9日に一般会計外5特別会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、既に監査委員の専門的立場で地方自治法及び地方公営企業法に基づき審査・照合されて、さきの9月議会に報告されておりますので、本委員会は予算を議決した趣旨と目的に従って適正で、かつ効果的に執行されたのかどうか、それによって行政効果や今後の行財政運営の改善工夫など、予算執行の優劣の評価を重点的に審査を進めてまいりました。

初めに、企業会計の採決の結果を申し上げます。

質疑終了後、採決に入り、議案第66号 平成18年度町立太良病院事業会計及び議案第67号 平成18年度太良町水道事業会計決算は全会一致をもって原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の順に水道事業会計であります。当年度純利益3,778,362円を計上されているが、前年度と比較して2,481,593円減少している。その原因は職員の1名増であるが、なぜ増員しなければならないのか、これ以上事業拡大が望めない現状下で、毎年施設の充実を図りながら大幅減少になっていることについては、管理体制、経営等、ここ数年指摘している経費の低減に向けた根本的な見直しが必要と思われる。

事業の経営状況は、配水管の改良工事、漏水修繕など、計画的に施設の充実が図られているにもかかわらず、配水量の効率を示す有収水量率は81.24%となっており、前年対比0.32%悪化している。不感水量率5%を差し引いても、県平均と比較して差がある。原因の究明と具体的改善実施計画による最善の努力を求める。

給水状況は、前年対比で給水戸数が4戸減少し、給水人口では62人減少している。給水量も1万1,098立方メートル減少している。

経営合理化状況は、配水管、配水池、情報システムの充実と、栄町、油津地区の配水管布設、片峰、川北地区の給水管切りかえ、大峰配水池改良工事、量水器切りかえなど、水道水の安全供給に最善の合理化が認められる。

今後とも低料金による安全で良質な水を完全給水することを基本としながらも、人口減少に伴い、給水量も年々減少することが予想されることから、一層の公営企業精神を発揮した業務の効率運営と経費節減に努力されることを願う。

次に、審査の過程で述べられた主な内容を申し上げます。

1つ、水道事業経営を左右する有収水量率は毎年改善されていたにもかかわらず、18年度決算では81.24%となっており、前年より0.32%落ち込む結果となっている。原因究明と対応策を早急に検討され、県平均に到達するよう期待する。

1つ、有収水量率の向上の限界点はもっと高い数値であると思われる。改良工事の投資的効果が見えない。管路の農地内布設や老朽化の進んだ取水栓の改良工事を望む。

1つ、施設は年々老朽化する一方、事業拡大は望めない現状で、良質な水を安定供給しながら、施設の維持管理を継続することは長期的視点から大きな課題と思われる。

1つ、未収金の徴収については努力は認めるが、269件、1,079,930円が未納である。徴収計画による密度の高い徴収と、悪質者には給水停止の予告、実施を検討されたい。

以上が主な意見であります。

次に、町立太良病院事業会計であります。

平成18年7月1日、約25億円の巨費を投じて新病院を開院し、町民への医療サービスの向上に夢と期待度は高く、地域医療の中核病院として、最新機器導入など充実が図られている。また、病院建設基本構想策定から6年を経て事業が完了した年度でもあります。

営業面については、病床数46から60床に増床したこともあり、総患者数では対前年比6,676人増加している。入院については、前年比26.8%増加、33.8%の増収となっている。外来患者は51%（68ページで訂正）増加にもかかわらず、25%の減収となっている。前年度に引き続き272,148,909円の赤字を計上している原因は、主に旧病院解体に伴う固定資産除去損の97,585,491円、解体工事費用51,750,882円、合計で149,336,373円の特別損失と、新規開設の居宅介護事業所、通所リハビリテーションセンター事業費が多額の赤字の要因と思われる。整形外科人気で大幅患者増にもかかわらず、厳しい決算の状況である。今後さらに医療を取り巻く環境は厳しさを増す中で、企業会計の本旨は事業収益を基本とした収支の均衡であり、人件費が医療収益費で74.4%、総収益で64.8%と余りにも高過ぎる比率である。現状改善に向けた病院の自助努力による経営改革は望めず、新たな病院経営手法の抜本的改革を視野に入れた行動が待ったなしと思われる。経営改善に向けた本腰の対策を要請する。

それでは、審査の主な内容であります。1つ、人命を預かる職場としての使命感と危機感が欠落している。

1つ、町民は多額の投資により建設した病院の経営を心配している。病院、町、議会、町民一体の対応が急がれる。

1つ、病院スタッフ全員が受診者をふやす努力が足りない。診療科目ごとに収益目標を立て、月ごとの数値管理の徹底をやるべき。

1つ、他病院と比較して、はっきりとサービス精神が不足している。

1つ、人件費を圧迫している准看護師対策ができないのか。

1つ、改革は人の意識からと思われるが、病院の今の現状と将来について、職員のアンケートをとり、病院改革の処方せんにされてはどうか。

以上、意見であります。

次に、一般会計及び特別会計であります。まず、歳出につきましては、平成18年度予算

編成方針に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法、適正に執行されているかどうか、款ごとに区切って審査をいたしました。

また、歳入につきましては、収入確保に十分努力が払われ、その実績はどう上げられたのか、また、予算額に対して調定額はどうか、不納欠損はやむを得なかったのか、中でも町税、国民健康保険税等の滞納はどのように整理されたのか、その過程を中心に質疑を行ったところであります。

その結果、一般会計及び特別会計は歳入歳出ともに適法に処理され、適正に運営されていることを認めました。

平成18年度普通会計における財政指標の数値では、経常収支比率、公債費比率の増加が見受けられ、普通会計での消費的経費の抑制は言うまでもなく、義務的経費に厳しく踏み込んだ改革が望まれる。特別会計においても、繰入金依存体質から脱却され、経費の節減と組織の合理化に最善の努力が払われるよう願う。

自主財源に乏しい本町は、依存財源、町債、基金取り崩しによる予算編成で、今後、財政負担の適正化や各種基金の適正な管理運営を考慮しながら、厳しさの中にも住民ニーズにこたえる計画的な行政運営が図られるよう願う。

決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算となっており、議案第68号 平成18年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成18年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成18年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成18年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で述べられた一般会計での主な意見、要望事項を申し上げます。

1つ、人口動態で出生91人、対前年比19人増、転出365人、対前年比37人増で、人口減少172人である。定住対策と少子化対策は急務である。

1つ、遊休町有財産について、適正な払い下げを推進するため、看板設置等、速やかに対応できる体制を整備されたい。

1つ、護岸対策として、大浦中学校、野崎付近は水位の上昇によって越波している。消波ブロック工事等、補助事業対応を国、県へ要望活動ができないのか。

1つ、汚水処理率は県下では下位にある。合併処理浄化槽設置推進と汚水処理対策の方向性が見えない。

1つ、基金管理については、中・長期的財政計画の展望に沿った積み立てと、予算規模の減少による住民ニーズの対応を検証した上での適正管理を望む。

1つ、55の行政区の実態は、4戸から259戸と格差が大きい。嘱託員の再編と消防団の部

の再編等、合理化、経費節減を研究されたい。

1つ、町税は自主財源の55.2%を占める、財政運営の基本的財源である。予算額に対して、収入済み額は前年対比18,657千円、率で3.2%増加している。収納率92.1%は、善良な納税者の公平を確保するため、法的手段をもって徴収されたい。ほかに、各種委託料、納税奨励金、児童館対策、ALT見直し等々の意見でありました。

次に、特別会計ですが、老人保健につきましては、18年度人口は1万786人で、高齢者の人口及び割合は増加傾向にある。医療諸費についても1,382,664千円と対前年比で23,400千円増、伸び率1.5%で、1人当たりの医療費も751,040円と伸び率4.9%である。

国保につきましては、国民皆保険制度として医療の確保と健康の保持、増進に大きく貢献しているが、急速な高齢化や医療費の伸びとともに、産業の低迷による保険料収入の伸び悩みから申告な財政圧迫が予想される。各種保険事業、食生活など、健康意識を高め、医療費抑制と未納者対策に一層の努力を求める。

山林につきましては、直営林の主伐対象林分258.65ヘクタール、46.9%であるが、依然として価格低迷の中で、資源の育成と保護に努力されている。優良材生産とあわせて水資源の涵養、災害防止、保健保養、二酸化炭素吸収等々、公益的機能ははかり知れない。今後、主伐、間伐など意欲的に取り組むことで、材のブランド化と雇用の創出、技術の継承など、公益林としての育成、保護に取り組まれるよう望む。

簡水につきましては、給水戸数5戸、1日給水量で18立方メートルが減少している。工事については、蕪田地区給水管切りかえ、中畑地区中畑水源取水施設改良、牟田水源外さく整備、喰場地区配水管布設がえ、亀ノ浦水源地建物改修など、各施設の改善、整備により安定供給と保全が認められる。事業運営と滞納徴収に一層の努力を求む。

漁排につきましては、歳入全体の78.13%を一般会計繰り入れに依存している。平成9年加入同意世帯188戸で事業に着手、平成13年度から供用開始、利用世帯157戸、接続率86.2%である。公債費23,172千円はやむを得ないとしても、施設管理費等の一層の節減に努力されるよう要請します。

以上が決算審査特別委員会3日間での審査、審議の過程で述べられた主な事項であります。監査委員の審査意見書に付記されている事項及び本委員会での意見、要望には十分研究され、次年度以降の予算編成や予算執行に活かされるよう求む。

地方分権の推進とともに、三位一体改革による財源補償機能の低下に伴い、自治体経営はさらに厳しさが深刻化することが予想される中で、未収金などを含む歳入確保と歳出抑制は言うまでもなく、自治体の制度、仕組み、形までも見直し対象として、住民の痛みを伴う改革を進めると同時に、緊縮財政の中で個性あるまちづくりと多様な行政ニーズの実現に道筋をつけ、合意形成を求めるのか、限られた財源で太良町の明るい未来像を創造し、執行部、議会が一体となり、住民の負託にこたえるように本委員会の意見、要望を踏まえ、20年度の

予算編成と行財政運営に十分生かされるようお願いまして、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

大変申しわけございませんけれども、今読み上げた数字を間違っ読み上げまして、病院のことですけれども、外来患者が51%増加という言い方をしたそうですが、5.1%の増加ということで、訂正しておわびをいたします。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

それでは、委員長、退席してください。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

ただいまの各会計の委員長報告は認定する旨の報告であります。

最初に、議案第66号 平成18年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本案を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第66号 平成18年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成18年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第67号 平成18年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号 平成18年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）



満場一致。よって、議案第68号 平成18年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号 平成18年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第69号 平成18年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第70号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号 平成18年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第71号 平成18年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号 平成18年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第72号 平成18年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

最後に、議案第73号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、議案第73号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。したがって、すべての会計が委員長報告書のとおり認定されました。

**日程第2 議案第81号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第2．議案第81号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○9番（末次利男君）**

今回、提案理由の中で、事務事業の効率化を図るために組織の改編をする必要が生じたので所要の改正をするということで、2点ほど質問をしたいと思います。

今回、企画商工課に新たに企業誘致に関する事項ということが入れられておりますが、当然、今の経済状況から見て、雇用の創出ということで大変大事なことであろうと思えますけれども、今回始められたばかりなんですから、ちょっとお尋ねしたいと思います。話が来れば企画商工課で対応するという事なのか、県と歩調を合わせて積極的に誘致活動をする部署、そういう事なのか、その辺をお伺いしてみたいと思えます。

それと、これは全協のときにも申し上げましたとおり、支所の扱い、今非常に格差社会と言われておりますね。都市と地方、それから、産業的にも格差が生まれている。地域的にも格差が生まれている。この行政サービスについても、限りなく格差をなくすような努力をこれからしなければならぬというときに、やっぱり支所を、町民福祉課の窓口業務、これはもう窓口業務は大事なんですから、当然やらなきゃいけないし、行革の中で行政のスリム化というのは当然やらなければならぬことで、そういった中で苦肉の対応だろうという感じはいたしますけれども、このスリム化することによって、行政サービスの低下を補完する対策としてはどのように考えておられるのか、そこらをお尋ねしたいと思います。

**○副町長（木下慶猛君）**

まず、1点目の企業誘致の関係でございますけれども、今回、岩島町政ができましたときに、マニフェストに企業誘致のことを掲げてあるわけでございます。それで、一般質問でもいろいろ答弁したと思えますけれども、太良町の場合は鉄道がネックになっていたわけでございます。それで、今後広域農道も開通するし、そこら辺について、企画のほうで担当いたしまして、今後進めていきたい。今の段階ではないわけですが、今後そういうふうにして道路の事情が変わってくるものですから、今回、太良町に合った企業を誘致したいということで、担当を企画のほうにさせたわけでございます。

それからまた、住民サービスのことでございますけれども、これも町長が当選されたときの方針も持っておりますけれども、少子化対策で次に住宅関係、時間の延長も火曜日に今現在やっております。そういうことで、住民サービスが低下しないように、そういうサービスもやっているわけでございます。

それから、ほとんどの職員もそういう気持ちでいろいろ研修もやらせておるわけでございますけれども、今後はやっぱりこちらから声をかけるということで、そういう指導もやって

おりますので、今後は変わっていくだろうと考えております。

私からは以上です。あとは担当部のほうからよろしくをお願いします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

支所の件でございますけれども、サービスの低下を招かないようにということでしております。

それと、支所については、特に戸籍関係等を持っております関係で、町民福祉課との連携がどうしても必要だと。研修も戸籍関係の研修については法務局で研修がっておりますので、そういうのでやっぱり職員も行かなくちゃいけないと。そういうときに、本庁のほうとの連携を図るためには、そこが一番いいんじゃないだろうかと。住民サービスの低下を招かないようにということで、こちらのほうも配慮しながら進めていきたいと思っております。

**○9番（末次利男君）**

この企業誘致については、これは地域性もあって、幾ら誘致活動をしても、やっぱり企業の論理で進むわけですから、なかなか難しいということは大体わかるわけですよ。だから、やっぱり積極的に誘致活動をしない限り、なかなか話はあっても具体化しないというところもあるし、言葉では易しいかもしれんですけれども、実際のところはなかなか難しい問題ですね。こまめに、少ない職場でもひとつ積極的に、例えば、介護保険事業所とか、いろんなものによって、大がかりな企業ばかりではなくて、そういったものを事細やかに、そこら辺をひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

それと、支所の問題ですけれども、今、岡担当課長から言われてちょっと安心しておるわけですけれども、この行政のスリム化でやっぱり一番被害をこうむるのは周辺部なんです。これもなかなか難しい問題とは思いますが、できるだけ、また本庁と一緒に、サービスが遅滞なくできるような補完をぜひ考えていただきたいと思います。

**○10番（山口光章君）**

末次議員の質問に関連しますけれども、企業誘致に関する事項がここに上げられております。

今まで一般質問、議案審議の中におきましても、幾度となくこの企業誘致は問題化されておりました。それに対しての執行部の答弁といたしましては、太良町にはどうしても不向きな点が数多くあると、なかなか難しい問題だというようなことでありますけれども、今回、企業誘致に関する事項が上げられております。その中で、太良町といたしましては、企業誘致に対する準備、受け皿的な考え方ですね、やはり一つの土地の提供なりなんなり、いろいろな方法があると思っておりますけれども、そういうふうな準備はどのようにされておられるのか、企業が来てもらうための受け皿的なあれは十分に整っているのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

まず、受け皿的と申しましても、一応町の4役で広域農道沿いは確かに企業に適地があるかどうかということを検索はいたしております。

今回、企業誘致に関する事項ということで、企画商工課のほうに担当、係をしたわけですが、いろいろと、まず、情報の収集ですね。県の企業誘致対策課とかなんとか、そこら付近の情報の収集をまず取り組みたいということで上げております。受け皿的になりますと、ある程度広域農道が開通して供用開始にならないと、果たして受け皿だけ町が事前に土地等々を購入しとった場合に、企業も選ぶ権利がございますから、ここは適地じゃないと断られれば、それでもう終わりなものですから、まずはそこら辺の収集をして、広域農道が開通すれば、ある程度目星はつけておりますから、企業が太良町をぜひ見たいということであれば案内をして、そこら付近にある程度妥当な線がいけば、太良町も一体となってその用地取得に入りたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○10番（山口光章君）**

要するに、そういうふうな施策をするのは広域農道の完成後となるわけですかね。

**○町長（岩島正昭君）**

情報収集とさっき私が言いましたとおり、そういうふうな企業が太良町を見てみるということであれば、供用開始前にでも御案内をしたいというふうに思っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**○8番（久保繁幸君）**

事務的効率化を図るために組織を変更する必要が生じて所要の改正を行うということでございますが、18を14への説明をいただきました。この18から14は、何年をめぐりにこのようになされていくのか、まずお尋ねいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今ある課が18ですので、課、局、かいですか、それを20年4月1日から14ということで計画を今回の条例改正で出しております。

今回の課設置条例では、1つの課しか減っておりませんが、今管理職がおるところは係長にするとか、そういうふうなところで対応して14に減らすということにしております。

**○8番（久保繁幸君）**

また、14というのは20年4月1日からということでございますが、他市町村から見ますと、うちは課が多いと思っているんですが、統合の仕方をどのような方法で思っておられるのかお尋ねいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

統合の仕方については、我々の中でも十分検討委員会、今回の場合は職員でプロジェクトチームを開催して、12回ほど会議をしております。そして、本部会議に4回かけて、課の中身のことについても今回ある程度ずっと今話をしておりますので、大分変わってくると思いますけれども、行政組織を実施部門と支援部門に分けて、今後、実施部門については住民に対する行政サービスを直接的に提供する部門と、支援部門については役場内の業務を行う部門ということで、そういうふうな組織をある程度見据えて、長期的展望に立ったところで、これからも随時、組織の見直しはしていかなければいけないと思っております。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○5番（牟田則雄君）**

ただいまの課の統合について、事務的効率化を図ると書いてありますが、それを今回されることによってどれだけの人員の削減とか経費の削減を見込まれているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

人員の削減といいましても、今回、来年の3月には定年退職者が3名おりますけれども、採用を1名しかしないということで、まず2名減と。それと、事業については、それについては新年度の予算編成のときに最終的にはかかわってくるかと思っておりますけれども、そういう内容に合わせるのと、それぞれ今2つある係を1つに統合しながらとか、そういうふうなところで、金額的なところまでまだ詰めておりませんが、それに見合ったような予算規模とか、いろいろなものが出てくるかと思っております。

**○5番（牟田則雄君）**

そしたら将来的に、私が記憶しているところでは、1万6,000人ぐらいの町民人口があるときと、それから、1万1,000人切った現在と、職員の数がほとんど変わらないと思うわけです。今、太良の財政事情に合った職員数を将来的には何人ぐらいで見込まれているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

人口だけでは把握はできませんけれども、財政規模とか、そういう類似団体と比較すれば、太良町のほうはまだ低いかなと思っております。職員の人員については、職員適正化計画というのをつくっておりますので、その計画にあって、私たちも県のほうからこれだけにしなさいとか、いろいろ財政規模とか人口規模にあって、人員等の見直しをしなさいということ

であっておりますので、それ以上に今のところ職員については削減をしながら推進をしているところがございます。

**○2番（山口 巖君）**

先ほどプロジェクトチームを立ち上げて12回ほど会議をやっているということでございますが、このメンバーと、もし執行部との考えの違いがあったらお答え願いたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

メンバーは、私を含め、それぞれの課から自分で立候補されていて、ちょっと名前は今覚えておりませんが、10名ほどおりましたので、そのメンバーでしております。

それと、私たちのメンバーで出た意見と執行部とは、若干の相違点はありましたけれども、大まかな意見としては、私たちプロジェクトチームで素案でまとめ上げられたことについては認識をされていると思います。ただ、最終的には町長の判断で一部修正の箇所はありましたけれども、大まかなところは職員の意見をまずアンケート等もとって、そういうふうにしておりますので、大部分は近い形になったかと思っております。

**○2番（山口 巖君）**

今10名ほどということで、自主参加ということですが、今の課長がその中に何人ぐらい含まれてますか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

課長が2名か、私以外に2名かいました。そして、あとは係のそれぞれの自分たちがしたいと、こういう組織に、チームの検討委員会に入りたいということで応募されております。

**○2番（山口 巖君）**

10名の中に課長が2名ということでございますけれども、2名というのは私たちから考えたらちょっと少ないなと思うんですけども、もし、個人的考えで結構ですので、少ない理由か、何かあったらちょっとお答え願いたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

私の個人的考えからすれば、若い方ができれば出てほしいということで、その中にたまたま課長も2人立候補したということで、だれでもいいということで私は応募しましたので、それぞれの課においてはそれぞれの課で検討されておりますので、これはあくまでも自由な意見を出す場ということで私たちは設定しておりますので、課長が少ないとかなんとかは、私はそういうのは思っておりません。

**○6番（川下武則君）**

この前のあれのときに、町長が課を最終的には11ぐらいにしたいということなんですけど、大体どれぐらい、どこどこを11にしたいか、今思っている構想がありましたら教えてもらいたいんですけど。

**○町長（岩島正昭君）**

確かに今回は18を14と。それで、次の機構改革には11ぐらいに統廃合したいということは言っております。内容的には、これとこれとこれとはまだ決めておりません。大体11ぐらいにということは私の要望で総務課長に提示しているぐらいで、まだ内部的にはぴしゃっとしたあれは持っておりません。

そして、さっきの山口巖議員の御質問ですけれども、プロジェクトチームにつきましては、私のほうから、将来的に管理職じゃなくして、将来的に太良町をあなたたちが、あと5年か6年ぐらいすぎ将来的にあなたたちの時代ばいということで、極力中堅の係長級をなるべくプロジェクトに応募してくいろという私の要望もあっております。

以上でございます。

**○2番（山口 巖君）**

ちょっと今、個人情報への厳守とかいろいろ厳しい面もありますけれども、総務のほうでわかっておれば、課長の年齢ですね、何歳が何人いるのか、法の範囲で報告できたら報告願いたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

それぞれの課長の年齢は、ちょっと私もそこまで把握しておりませんが、私と同じ年が6人、51歳です。課長の年齢ですよ。（「結構です」と呼ぶ者あり）

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第81号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第3 議案第82号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第3. 議案第82号 太良町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○3番（平古場公子君）**

育児休業等に関する条例と、すべてにこの育児休業等というのがついているんですけれど

も、この「等」の意味を教えてください。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この「等」については私も調べましたけれども、わかりませんでした。これは地方公務員の育児休業法等に関する法律ということで、その法律に伴って、同じような条文で太良町も佐賀県も——佐賀県の場合は佐賀県職員の育児休業等に関するとか、うちのほうもそういうふうでつくっております。法律の中身を見てみましたが、この「等」というのをどこまで解釈していいのかわかりませんが、ちょっと私も確認はできませんでした。ただ、内容的にはそれぞれ違うことが書いてありますので、それぞれを指して言っているかどうか、ちょっと私も確認できませんでした。

以上です。

○3番（平古場公子君）

それと、「当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。」と書いてありますが、ここのところの説明をお願いします。11ページです。

○総務課長（岡 靖則君）

済みません、私がよくわからなかったわけですが、今回の条例改正については、中身的には全然変わらないと。ただ、文言だけが国から所要の改正がありましたということで、所要の改正ということでしておりますので、意味合い的には変わらないところが結構多くて、新たに追加する条文ができただけであって、あとのところは文言の言い回し方を変えてあるだけであって、中身的には変わっていないのが主だと思っております。

○5番（牟田則雄君）

この条文をずっと見てみますと、同一家族に1人ということ限定したような、ほとんどの文章がなっているんですが、太良町の場合は夫婦で役場に勤務という方もかなりおられると思うんですが、そういうときに、例えば、奥さんのほうが出産されてという場合に、旦那さんのほうをどう適用、対応されるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これは同一の夫婦であってもできるということがありますので、片一方がそういうふうになっているときに育児休業というのができますので。

○5番（牟田則雄君）

ということは、夫婦2人とも休めるということですね。

○総務課長（岡 靖則君）



夫婦2人ともじゃなくて、どちらか一方です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第82号 太良町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案第83号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第83号 太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

まず、24ページの4条の件でお尋ねいたしますが、学校教育法の大学と書いてございますが、大学はどの辺までの範囲を目指しておられるのか、これをまずはお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

大学は、通常の大学と、それと専攻科、大学院などの能力の向上に資するもの、それと通常の大学、大学院などですね。それと、能力の向上に資すると判断される限り短期大学とか専修大学校も対象になります。

○8番（久保繁幸君）

今御説明がありましたが、これから外れるというところはどういうところの大学なんですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

どれが外れるかというのは、私もどういう大学があるかわかりませんが、この法律にのっとって設置されていない大学等は外れるかなと思っております。

○8番（久保繁幸君）

それでは、25ページの自己啓発等休業の承認の取消事由ということなのですが、これを見てもみますと、この方々が自己啓発等で休業された場合、申請は自分のほうですということになっておるようですが、遠いところにおられる方、どういう方が——ちょっとこの方が仮

に東京、北海道でもいいです、こういうところの大学に行かれたとする。そしたらば、まさにだれも見えていないですよ。悪く言えば、欠席等々をしている人は取り消しの理由になっておりますよね。そういうことをだれが監視されるのかですよ。どういうふうにしてそれを監視されるのか。取り消しをされるということではありますが、その申請がなければ休んでもいいのか、パチンコでもしとっていいのか、その辺のところがあると思いますが、どういうふうなことで調べられるのかお尋ねいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

大学等におけば、所要の課程を履修することが原則になっておりますので、そういうやっぱり単位とか、いろんなものが出てくるかなと思いますので、そういうのは確認をしなくちゃいけないかなと。申請があった段階で、ここの大学に行きますとかというのが出てくるかなと思いますので、そういうのを内部的に、うちのほうも当然監視をしていかにやいかんじゃないだろうかと思っております。

**○12番（木下繁義君）**

24ページですけど、職員としての在職期間が2年以上というような規定でございますが、その内容ですね。1年では該当しないということでしょう。

それと、大学課程のほうに2年の有余ですね。それから、国際貢献者に対する3年というようなことをうたってありますが、その間、不足した場合には補欠、臨時というようなことも考えられるわけですが、そういった面についてお尋ねします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

自己啓発等の休業に関するものについては、請求はやっぱり2年以上ある者ということで、議員御指摘のとおりだと思います。

それと、大学とか国際貢献活動でそういうふうに行かれた場合は、職員が不足した場合はそういう事態もやっぱり考えなくちゃいけないかなと思っております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第83号 太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

## 日程第5 議案第84号

### ○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第84号 太良町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

### ○10番（山口光章君）

28ページの太良町職員の休業部分休業に関する条例（案）とありますけれども、こういった趣旨、この条例に対して値する人たちがおられるかどうか、そこら辺をお尋ねします。

### ○総務課長（岡 靖則君）

今回の値するというのは、これを制定することによって、今後こういう公務に支障なくして公務の能力を自分なりに資するということが認められるときにこういう制度が利用できるということです。今後、こういう大学等の施設で勉強する人が出てくれば、そういう制度にのっとってしてもらえればと、私たちもそういう思いでつくっております。

### ○10番（山口光章君）

いや、質問は、値する人間がおるかどうかということで、値する人間は今のところいないわけですね。

### ○総務課長（岡 靖則君）

本人の請求によりできますので、値する人間はいると思います。ただ、するかしないかは本人のあれですので、職員が自分から勉強したいというのは、役場の中でもプロジェクトチームとかなんとか立ち上げるときに自分なりに応募される方が結構いらっしゃいますので、やっぱり職員にはそういうのが要るかなとは思っております。（「はい、わかりました。頑張ってください」と呼ぶ者あり）

### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第84号 太良町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

### ○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

## 日程第6 議案第85号

**○議長（坂口久信君）**

日程第6．議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○12番（木下繁義君）**

この85号について、ちょっとお尋ねします。

この提案理由に、国家公務員の給与改定に準じてというようなことでございますが、やはりこれは国家公務員に準じてやるべきですかね。ちょっとその辺と、それから、18条の100分の72.5を100分の77.5に改めるとか、それから、16条の2項中の4千円を6千円に改めると、この点についてちょっと内容説明をお願いします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

職員については、国家公務員とか県の給与改定、そういうのに準じてやっぱりしなくちゃいけないと思っております。

それと、18条の第2条のほうですかね、第2条の100分の72.5を100分の77.5というのは、これは勤勉手当の率を今の0.725月を0.775月にするということですね。

それと、16条の2の4千円を6千円に改めるというのは、これは管理職の特別勤務手当の額の改正で、休日等に管理職が勤務をした場合について、この手当を支給しますよということで、額の改定です。

**○12番（木下繁義君）**

さっきの国家公務員の給与改定に準じてということでございますが、これは地方公務員として、必ず国家公務員に準じてやれというような、そういった規則とか、そういったものがありますか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

そういうのをやっぱり私たちは参考にしながら、結果的には準じて行っているということでございます。

**○12番（木下繁義君）**

それは総務課長のおっしゃるとはわからなくてもなかですけど、やはり地方公務員としては各市町村の財政状況に応じた給料改定ということも考えられると思うわけですよ。それで、国の公務員に準じて必ずしもせんばでけんかなと思ってお尋ねしよるわけですが、その点をもう少し詳しく教えてください。

**○副町長（木下慶猛君）**

これは準じておることでございますけれども、県も地方公務員ですけれども、この準じ方でやっておるわけでございます。ずっと今までそういうことで、これは全国一緒だと思いま

すけれども、国家公務員が法律を出すんですけれども、佐賀県もしかり、太良町もそういうことで、よその町村もこれに準じてやっておるわけでございます。

○12番（木下繁義君）

いや、それはわかっとき。しかし、各市町村で、やっぱり今度は上峰町ですか、ああいった特別な報酬切り下げも考えられておるような状況だからお尋ねしよるとですよ。国に準じて準じて、ちょっと地方の財政に準じてということも考えらるっけん言いよっとよ。

○総務課長（岡 靖則君）

基本的なものはそういうふう準じて、太良町も管理職手当とかなんとかは、現状では国よりカットしております。金額も大分違っております。国の給料表については、8級とか10級とかいろいろありますけれども、6級に抑えているとか、そのように市町村の規模に応じた的確な、見合った改正を私たちもしていると思っております。それに合ったところですね。

○7番（見陣恭幸君）

高卒と大卒の初任給の級と号をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、医療職給料の1、2、3、その1、2、3の分け方ですか、それと初任給の級と号をちょっと教えてください。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

高卒とか大卒の初任給の給料表にどれを当てはめているかについては、ちょっと今資料をお持ちしておりませんので、後ほど答えたいと思っておりますけれども、医療給の1はお医者さんですね。2は検査技師とか薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、衛生検査技師、栄養士とか、そういう技術職ですね。それと、次の3表については看護師、それと准看護師、そのような方の給料表をつくっております。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、医療の3の看護師、准看護師の初任給の級と号はわかりませんか。――後でいいです。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第86号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第86号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第86号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第87号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第87号 太良町定住促進条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第87号 太良町定住促進条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第88号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第88号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

この管理者制度ですけれども、今までの経費とどのくらいの差額の違いがあるのかですね。金銭的にちょっと違いがあったらお願いいたします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

決算で今までの、農村公園は17年から大川内区のほうに管理をしていただいております。これは完成したためにですね。それで、17年度、総体的な決算額を申し上げますと、17年度が、これは備品等を除いてですけれども、713,370円です。それから、18年度が681,946円となっております。

以上です。

○10番（山口光章君）

指定管理者の指定についてということで、この管理者の管理の中に遊具などの管理はどのようにされておりますか。

○建設課長（永淵孝幸君）

今、農村公園のほうには遊具は設置しておりませんので、公園内での管理というのは発生しておりません。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今度、この指定管理者で業者に入札された金額がわかれば教えてください。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この指定管理者制度というのは競争入札とかそういうものではございませんで、契約じゃなくて協定になりますので、募集要項の中に業務仕様書という中で、一応目安となる指標を示して、その中で業者の方が、団体の方が、どういう使い方をしておるというのを参考に、自分が指定管理者になった場合にはこういうふうな形で使いますよという提案をしていただくという制度でございますので、その中から評価をして審査をしていくということで指

定をしたという経緯であります。

○7番（見陣泰幸君）

その指標の金額は幾らぐらいかわからんですか。（「具体的に」と呼ぶ者あり）できれば4項目、一つ一つ言ったほうがいいですかね。

○議長（坂口久信君）

見陣議員、今回、その金額まではちょっとどがんかなと思うんですけど、質問についてはですよ。

○7番（見陣泰幸君）

はい、わかりました。そしたら後ほど。

○8番（久保繁幸君）

今回4つの指定管理をされたということなんですが、今回また指定の移行をされておったところができなかったところがありますよね、体育館とかなんとかいろいろ。今後どういふにこれを分割——分割されて発注するとかかなんとかいふふうなお話だったんですが、どのような経過をされていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（坂口久信君）

久保議員、今回の88号は農村公園の部分だけですので、よかでしょうか。農村公園については質問結構です。（発言する者あり）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第88号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 議案第89号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第89号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

先ほど88号では農村公園には遊具がないというようなことでございましたので、それはもう了解いたしまして、89号での太良町健康の森公園には遊具が存在するわけでございまして、そういった中で遊具の管理まではどのようにしておられますか。



**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えいたします。

遊具の管理にいたしましても、今回、指定管理者のほうに一括して、その施設内にありますので、管理はしていただくようにしております。ただし、異常が見つかった場合に、遊具等についてはいろいろ今事故等もよそでは多発しておりますので、うちのほうで適時に、随時、目視ではございますけれども、監視をいたしております。それから、異常がある場合にはすぐに、今は委託しておりますけれども、その方にも強く申し出をいたしておるところでございます。その費用につきましては、別途修繕費ということで、こちらのほうで予算措置をしております。

**○10番（山口光章君）**

先ほど課長がおっしゃられたとおり、全国でも、県下でも、そういうふうな遊具の事故、突発的な事故とか、老朽化による事故、そういうふうな新聞がたがずっと出ておりましたので、私はそれをお尋ねしているわけですね。

そういうふうな管理の問題で、実際、太良町健康の森公園にも10種類ぐらいの遊具がございますけれども、全体的に町内を見回してみましても、そういうふうな公園に遊具がございます。そういった中での調査、太良町の場合はそういったことをやってこられたのかどうか。そういうようなことが、例えば、指定管理者の管理に請けなわせるということになれば、非常に難しくなるわけでございます。片一方は指定管理者がして、あと指定管理じゃない公園の場合はどこがするのかとか、ここはちゃんと定められておるから、この方が責任持ってやられるけれども、実際そこら辺の調査をどのようにやっていかれるのか。それで、やっぱり事故があった場合では遅過ぎるというようなことで、実は、これは1つの例ですけれども、野上部落に公園があるんですよ。そこで、滑り台の骨組みがさびて老朽化しておりました。私、係のほうに連絡しましたところ、行ってもらったんですけれども、その部落の方が、これぐらいならば自分たちでしゅうだというような浅い考えでやられたわけですね。そういうふうな中で、やっぱり管理者の問題、あるいは調査の問題をしながら、本当に部落に個人的に頼んで済ませられるかどうかですよ、実際何かあったときの場合ですね。そういうふうな調査などはどのようにやっておられるのか。ちょっと管理者とは離れてしまいましたけれども、健康の森公園の遊具の管理の調査なども何年に1回するのか、そのような調査のぐあいを教えていただきたいと思います。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

今後、20年度からは指定管理者制度に移行するわけでございますけれども、だれが修理をするかという問題、まずそこらからいきたいと思います。

まず、指定管理者になりますと、遊具施設も一式管理の対象にうちのほうで協定で結んでおります。ただし、その修繕料につきましては、うちのほうが管理者のほうに任せる修繕の

限度は100千円まででございます。それで、今、山口議員がおっしゃったような100千円を超えるような遊具ですと、もしかすれば100千円を超える場合が当然出てくると思います。そういう場合も考えまして、100千円以上の場合には協定から外して、町のほうの危険負担ということで、うちのほうの予算で対応するようなことにいたしております。

それから、検査に関しましては、今先ほど山口議員のほうから、全国で大分事故等もあっておりますので、もうこれはいついつということじゃなくして、年に2度、あるいは3度、そういうことで今現在はいたしておりますので、今度指定管理者になりましても、もちろん管理者がいるわけですので、そういう異常がある場合はすぐ農林水産課のほうに、管理は任せておりますけれども、そういう修理等、あるいは事故等が未然に防げますように、今後ともそういうことでやっていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第89号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第11 議案第90号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第11. 議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○12番（木下繁義君）**

この草スキー場の件ですが、大体年間あの草スキー場に滑り道具と申しますか、あれをどのくらいぐらい今まで提供されているか。やっぱりあれが非常にそぜるのが早いそうですもんね。部分的に修理をされているとか、管理者のほうから聞いてみたら。その辺をちょっとお尋ねします。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

年間の御利用者というのは、正しい数値というのは、はっきり申し上げてわかりません。ただ、というのは、基本的に今私のほうは観光協会に委託して、観光協会のほうからあそこの管理人さんが来られておりますけれども、これも月曜、火曜日はお休みということで、し

かも朝の8時半ぐらいから4時までということで、今回の指定管理者の提案の中に、業務については基本的には365日ということでした。その中で、実質的な利用客なんかも把握をしたい。そういうことで、管理人さんにも小まめにしてもらって、例えば、遊具なんかはありませんけれども、遊べる道具はあるわけですね、言われたように。そういうふうな保管も、置きっ放しじゃなくして、終わったら管理棟に保管しておくとか、そういうふうなアイデアをしながら運営をしていきたいという提案がありましたので、じゃ、そういうことならもうぜひお願いしますということでやっております。

**○12番（木下繁義君）**

その草スキー場で滑る遊具ですね、あれが非常にそぜるのが早いと。あるときには一遍に2ダースでも持ってきてもらったけど、そうそう言いにくいというような管理者の声も聞いたもんですから、今度指定をされれば、そういった親方にもその面も十分配慮してもらうように、せつかくあれだけの施設があつて、十分な利用度がなければ困るけんさ、十分に利用してもらって初めて有効に活用できたということになりますから、よろしく。

**○8番（久保繁幸君）**

今、管理人さん、今までは週3日やったですかね、おられたんですが、今後指定管理になって、その管理者の方がどういうふうな——どういうふうなというか、毎日おられるのか。それとも夜間照明等々がありますよね、そういうふうなものはどういうふうにされるのかお尋ねいたします。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

基本的には今の運営のままということで、そういうふうな器具とかなんとかについては今の運営のまま、夜間照明についてもタイマーで対応したい。基本的には冬時間とか夏時間をして経費の削減が図られれば、それはそれが一番いいんでしょうけれども、ああいう施設というのはいつお客さんが来られるかというのはわかりませんし、管理時間というのは基本的には週3日ないし4日を、できれば毎日ということで、指定管理者のほうも申請の段階で提案をされておりますので、そこは団体として、きちっと対応していただけるものと思って、評価をして一応指定をお願いしたわけです。

**○8番（久保繁幸君）**

それと、今までよく望遠鏡とか自販機とか故障しておりますよね。そういうふうなものはどちらが、町が持つのか、指定管理のほうを持つのか、その辺をお伺いしておきます。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

基本的には、今回の指定管理の施設の協定の内容は、ある一定の上限額を決めておいて、それ以上が出た場合は町がということしておりますけれども、お尋ねの望遠鏡については、協定の協議をする時点では、あの建物は観光協会の所有になっております。観光協会のほう

から減価償却で税務上のあれをされて、まだ中途なんですよ。それは早々に協会のほうで話をして、町に寄附していただくのか、撤去されるのかというのがまだ結論をもらっておりませんので、その点についてはちょっと今の段階ではお答えはできないということです。

**○10番（山口光章君）**

この展望台公園の管理については、どこまでの幅ですかね。例えば、菜の花植え、草払い、あるいはコスモス植えですね、いろいろ今まで管理じゃなくてもやってきておりましたけれども、草払いはあそこの管理人さんもせにやいかんの、なかなか手をつけていない方もおられました。それはよく私見ております。だから、この指定管理者がどこまでの範囲でやってもらえるのかですね。

先ほど久保議員が言われましたように、竹崎城址の上の掃除、あるいは望遠鏡とか、いろいろあります、双眼鏡がありますけれども、実際範囲がどこまでなのか。それで、年間何日ぐらいこの方々は管理にあれされるのか、そういうふうなことをちょっと、参考のために。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

管理は、基本的に今役場が予算を出して管理しているすべての地域です。1つ、今回の中でちょっと予算的に除外しなければならないというのが、借地している土地があります、言われるような。そういう土地については、借地契約についてはうちが借りると。その借りた土地を管理は指定管理者でもらうという方法でやっていきたいと思っております。

**○10番（山口光章君）**

コスモス植えなんかでも、商工会のほうに種をもらいに行っているようだと今ありましたもんね。ああいうふうなことはどうなるんですか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

今の部分では、例えば、花壇の筆耕業務とか、花壇の整理業務とか、周辺清掃とかなんとかを部分的に観光協会にお願いしたりとか、観光協会の事務局が商工会にありますので、基本的には観光協会のほうにお願いしに行きよんさったと思いますけれども、そういうのを今回はもうすべて指定管理者が、ですから、4月1日以降は今までの観光協会の手からは外れると。全部指定管理者が、指定管理者の工夫によって、花を植えたりとか、周辺の掃除をしたりとか、すべて指定管理者のほうに管理を委託するということになります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第90号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第91号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第91号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

このたらふく館ですが、ほかの指定管理者制とちょっと違って、ある意味では特殊なような感じがいたします。この建物を太良町でつくられてから、まだ間もないわけですけど、来年の4月からこの指定管理者制度を適用するに当たっての維持管理費といいますか、それと、あと建物に関しての家賃といいますか、こういった形を適用されるのかどうかお尋ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

確かに御指摘のとおりで、提案している選定手続からすれば、ほかの施設については一応第4条関係を適用している、このたらふく館に関しては適用条例の第5条第1項第3号を適用しているわけでございます。それについて、基本的に協定の内容としては、今最終確認もできておりますけれども、基本協定書の中で、まずお尋ねの管理料については、施設の管理運営に係る経費というのは、施設の売り上げ及び施設の利用料に係る料金によって執行するものとし、町は管理料を支払わないものとするということで一応合意ができております。それと、さらには利益の配分ですね、いわゆる利益を生む施設でございますので、これについては乙、指定管理者は施設の運営収支により総収入から総費用を差し引いて利益が生じた場合は、町と協議をいたしまして、その利益の配分を決定しようではありませんかということで協定書の中に含んでいると。具体的にその利益の配分をどうするのかというのは、今回4月1日で結ぶ年度協定の中で、基本協定書の定めている利益の配分の額については、総収入から総費用を差し引いた額の2分の1の範囲内とすると。ただし、2,000千円を超えた場合は2,000千円を上限とするということで、一応こういうふうな協定内容の確認ということで町長にも報告をいたしまして、そういうことであれば議案として提案をしようということで、選定委員会でも一応審査をして、町長に建議して決定はいたしております。

○1番（所賀 廣君）

わかりました。今のところ建物自体はまだ新しいわけですし、そう大がかりな改修工事等は発生しないものと思われませんが、大きい改修を要する場合、つまり台風で壊れたとか、あるいは何らかで壊れた、こういったときの改修費の費用あたりはどのようなふうに考えておられますか。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

基本的に公の施設でございます。施設の管理は、基本的には町が建てた施設でありますので、それを指定管理ということで今回NPOたらふく館にお願いするというので、指定の議案を出しておりますけれども、できて3年ですか、ちょっとした被害というのは台風による被害だけ、今のところそれで済んでおります。そのときも一応、基本的にたらふく館の場合には今回指定管理委託料、これは町からは支払わないということで、修繕については町が修繕をしていくということで、委託料は払わないで、そういう建物に関する修繕については町がするというので、そういうふうなリスク分担表もつくっております、責任分担は。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○2番（山口 厳君）**

例のたらふく館なんですけど、3月か6月にも一般質問の際に前議員がこのたらふく館の件に関して質問をしたと思います。もちろん答弁もされたようでございますが、その件に関して、たらふく館の運営者と町との話し合いとかなんとかをなされたのかですね。そしてまた、なされたならどういう内容だったのか、2点だけ質問いたします。

**○議長（坂口久信君）**

山口厳議員、もう一遍内容について質問してください。

**○2番（山口 厳君）**

6月の定例議会だと思います。NPOに移管したときの内容がどうもわからない、もう少しわかるような説明をしてくれるというのが大まかな内容だったと思います。それをたらふく館のほうに伝えて、出荷者というか、出資者に説明等をたらふく館が今やっておるのか、そのままこっちが伝えていないのか、たらふく館がそのままにしているとか、その辺をちょっと聞きたいと思っております。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

そのNPO法人化の組織の運営等々については、たしか当時、何月の全協かはちょっと今のところ定かには覚えておりませんが、川下理事長、石橋専務理事が3階の会議室に、全員協議会の席に出席されて、今回、運営協議会からNPOに移行した経緯等のもろもろの詳細については御説明をいただいております。

**○2番（山口 巖君）**

それは末端の出荷者というか、関係者はまだ全くわかっていないというのが現状です。それで、その件に対して、たらふく館のほうにもう少し詳しく説明しなさい、もう少しわかりやすく何かできないかと、そういう要望を町ができるのかですね、その辺をちょっと。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

その全協の折に、そういうふうな運営協議会の会員さんたちにも総会、臨時総会等を開いて説明をしたという総会の議事録も添えて、その議事録自体は、こういうふうなやりとりの詳細な議事録ではございませんけれども、こういうふうな説明をしたとか、一応出席を含めて、全会一致で承認したとか、そういうふうな経過を示す議事録も全員協議会のときに提案されておりますので、結局たらふく館側は、その会員さんには総会ないし臨時総会を開いてやっているということでしたので。

確かに参加されていない会員さんについてはそういうふうなあれもあるかと思えますけれども、これについては私どもからどうこうしなさいというのはちょっと言えないと思えます。

**○2番（山口 巖君）**

大体組合員そのものが物すごく高齢者なんですよね。そして、奥さんたちが多いということで、NPOそのものから全く理解していない。そういう人たちにこんな短時間でああいう説明は、また、わかるような説明はできないと思えます。それで、もし何かの機会があったら、もう一回だけでも結構ですので、何か説明をするように指導とか助言をお願いしたいと思えます。

終わります。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第91号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第13 議案第92号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第92号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

補正予算書、35ページですが、消防費のところを見ていただきたいと思います。

この減額補正は、部の統廃合問題により購入を一時凍結するための予算措置であるというふうに書いてありますが、この部の統廃合、これはどこどこの問題なんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

24部の津ノ浦と26部の牟田の統廃合の問題で、今回は凍結をさせてもらっております。

○1番（所賀 廣君）

この津ノ浦、牟田の統合は、もう決定したという意味でしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

補正を出す段階ではまだ最終的な決定をしておりませんでしたけれども、今ある程度は決まって、この段階でまだ決まっていなかったもので、一応凍結をするということになりましたけれども、その後の協議で、団長とかいろいろところで協議をしてもらって、大まか来年の3月末には合併ができるんじゃないだろうかとか、24部と26部の統廃合ができるんじゃないかなんかと思っております。

○1番（所賀 廣君）

この予算措置とは直接関係ないかもわかりませんが、部の統廃合という文言、言葉を見まして、太良町1分団から5分団まであるわけですが、おのおの各部の方は年度末あたり、2月、3月になりますと、どうしても団員さんの確保という問題で、かなり東奔西走といたしますか、そういったことをお聞きしております。

それで、まだ加入していない部落といいますか、例えば、1分団では山手のほう、2分団では山手のほうだとかという問題等も含めて、プラスまた津ノ浦、牟田以外に、ここを統合



したがよくはないだろうとかという問題等ありますと思いますので、その辺の進捗等お考えについてお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

団員の確保、500名の団員の定員がありますので、その確保に向けて、消防団の組織を維持するためにも消防団みずからそれぞれが頑張っていってほしいです。各部それぞれ、自分たちの部落以外のところにも今そういうふうに出て、今まで中山とか山根、そういうところも部員はいてほしいませんでしたけれども、中山とか山根は特に、うちの役場の職員が率先してそれぞれ入るようにして、今入っておりますけれども、そのようにして、ほかの入っていない未部落についても推進を消防団みずからされております。そういうとき、消防団の方々から御相談があったら、ぜひ議員さん方も協力してもらえればなと思っております。

それと、部の統廃合についても、決算委員会等でも指摘も受けておりますし、私たちが順次進めているわけなんですけれども、先ほど言いましたとおり、牟田と津ノ浦がどうか統合ができるんじゃないかなど。ほかの部分についても、あと1つの分も大浦地区の部ですけれども、統合に向けてそれぞれ話し合いをしてもらっている状況で、できるだけ効率よくできるように、それぞれ消防団もみずから自分たちで考えてそういうふうに取り組んでおられますので、その消防団の努力も私たちは見とかんばいかんもんですから、私たちが側面からし、消防団みずからも進んでそういうことに進んでおられるという状況でございます。

**○7番（見陣泰幸君）**

こっちの20ページで予算書の27ページ、農業振興費の中山間地域等直接支払交付金とありますけど、これは途中で土地がふえた分ですかね。それと、高齢者牛の対象者は今、太良町に何名ぐらいおられるのか。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

中山間地域等直接支払交付金の1,341千円については、議員御指摘のとおり、受益面積がふえた分でございます。それから、一部減った分がございまして、その分差し引きして増加分でございます。

それから、高齢者等の肉牛の貸付牛の対象者でございますが、現在48戸でございます。

**○2番（山口 巖君）**

同じく27ページ、農林水産業費ですけれども、この中に4,223千円の肥育素牛生産事業拡大となっております。この中身と、補助のパーセントは何パーセントなのか。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

補助率から先に申し上げます。4,223千円のうち、県費が3,249千円、町費につきましては

974千円、率にしますと3分の1が県費でございます。町費が10分の1でございます。その総事業費が9,749,154円でございます。その3分の1が県費で、10分の1が町費です。

中身でございますけれども、現在35頭ほど飼っておられる畜産農家とミカン農家の方の組合をつくっていただきまして、畜産農家の方たちが100頭までですと。その100頭にするための、ただ、飼育の形態が放牧を利用するというようなことで、電牧の施設費、それから、放牧という広いところでしておりますので、牛の足に発信機をつけて、発情発見システムというんですけれども、そういうようなシステム費まで含めて9,749,154円の事業費のうちに、ただいま申しました補助率で今回予算を計上いたしております。

**○10番（山口光章君）**

23ページ、目の児童福祉総務費の中の節の負担金補助及び交付金3,519千円と。この障害児の保育事業費として、いふく、多良、松涛の保育園がありますけれども、今現在何名ぐらいの障害児がおられますか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

現在、各園で受け入れをさせていただいております園児さんは4名でございます。

**○10番（山口光章君）**

障害児の程度によりましてけれども、重度及び中度の障害児保育の経費に対する補助金であるということ。中度の場合はわかりますけれども、重度となれば、こういうふうな保育園での施設の中で、それだけの準備というか、受け入れる体制の施設として成り立っているのかどうか、そこら辺をお伺いします。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、重度の障害児の方を保育するということは大変施設にとりまして、いろいろ苦勞が多いところでございますが、各園ですね、保護者さんと協議をされて、受け入れをさせていただいているというような状況でございます。

**○10番（山口光章君）**

受け入れる側について、実際そういった専門的な介護になりますよね。そういった方がちゃんと規定じゃないけれども、規定があるとかどうかわかりませんが、そういうふうなシステムにはなっているのかどうかですね。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

これは以前、国の補助事業でございましたが、平成15年度までで、16年度から廃止になっております。現在は各市町単独というようにございますので、目安といたしましては、園児さん3名に対して1名の配置ということで補助額等の単価を決めているところでござい

ます。（「専門の方がおんさつ」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

保育士の免許を持たれている方に当たっていただいております。

**○3番（平古場公子君）**

23ページの母子家庭等医療費助成とありますけど、これは年齢制限があるんですか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

母子家庭、父子家庭の子供さん並びにお父さん、お母さんですね。それから、ひとり暮らしの寡婦の方が対象となっております。

**○2番（山口 巖君）**

今の家庭ですね、戸数は太良町に何件あるのかですね。

それと1つは、申請件数の増加と平均支払い額の増額となっておりますけれども、昨年度と比較してどのくらいことしがふえたのか。そして、金額の差額の説明、3つの説明をお願いします。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

世帯数で申しますと、19年3月末でございますが、283世帯といたしますか、資格者が283名です。世帯と考えてよろしいかと思えます。

それから、19年度の実績で、11月支払い済みまで332件でございます。金額が32,004,722円でございます。18年度の実績と対比いたしますと、18年度では11月支払い済み分で累計の259件、それから、金額でございますが、23,910,003円でございます。その前年対比でございますが、19年度が増の73件、金額にいたしまして813,719円の増となっております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○8番（久保繁幸君）**

34ページ、道路新設と書いてございますが、これはどこの新設なのか。

それと次に、37ページの小・中学校の施設整備事業の減、これは何なのか。

それとまた、39ページの農地等災害復旧事業、農地2カ所と施設1カ所とはどこだったのかをお尋ねします。

**○建設課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

34ページの町道新設改良事業の2,400千円の方だと思いますけれども、これは町道大野線を道整備交付金でやっておりますが、その流末水路の方で、全体で93メートルあるわけです

が、道整備交付金で整備できる延長が12メートルと、あと81メートル分をこれは町費で認められなかったといったことで、その分を計上させていただいております。

それから、災害復旧の件ですけれども、農地2カ所と施設の1カ所ですけれども、農地につきましては山根地区と今里ですね。それから、施設の道路につきましては里です。

以上です。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

37ページの小学校、中学校の工事の件でございますけれども、小学校のほうにつきましては多良小学校、ベランダ手すりの工事でございます、管理棟と教室棟でございます。それから、大浦小学校のシャワー室設置工事でございます。

それから、中学校につきましては、多良中学校の保健室のシャワー設置の分でございます。

**○8番（久保繁幸君）**

いや、今37ページは、何で減額なのかというのをお聞きしておるんです。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

当初予算をつける場合には概算的な数字で予算をお願いしておりました。それで、建設課のほうに設計をお願いしておりますけれども、現場のほうで詳細に検証いただきまして、なるだけ経費が節約できるようにとのことで、最小の設計を組んでいただきました。そういったことで、予算に対して設計額が約80%になっておりましたので、こういった結果になっております。

**○2番（山口 巖君）**

ちょっと戻りまして、農林水産のほうで同じく27ページで、ここの中に、さが畜産自給力強化対策事業とありますが、その素牛事業のほかにもどういう事業があるのかですね。それと、その他の事業でどういうのをこっちの人が利用しているのか、わかる分だけで結構ですので。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えいたします。

27ページのさが畜産自給力強化対策事業の件でございますが、ほかの事業はということでございますので、ほかには飼料作物の収穫機械、ロールベアラーとかラッピングマシンですね、それから、牛舎そのものを建築する場合の補助もございます。大体畜産のほうでいきますと、町のほうで今やっておる事業では以上のような事業が主でございます。

**○10番（山口光章君）**

21ページの目4の心身障害者福祉総務費の中の扶助費693千円、身体障害者補装具交付・修理費ですね、この中に実は身障者のためのおむつ、おしめですね、あれの交付があると思うんですよね、申請した場合に。と思うんですけど、ありますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

障害者の方の紙おむつ等の支給につきましては、別の扶助費のほうで対応いたしております。

○10番（山口光章君）

別のほうでも結構でございますけど、申請して受け付けをしてから大分時間がかかるというような苦情というよりも、希望が出ているわけですよ。なかなか1週間や2週間では来ないと。それは事実ですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

一部特殊なおむつ等を希望される場合には、新たに業者さんと単価契約というのがございますので、幾らかはおくれるかと思いますが、年度当初から契約をしています紙おむつについては、それほど申請から交付まで時間がかからないと考えております。

○10番（山口光章君）

幾らかは時間かかると言いますが、どれぐらいかかるとですか。要するに1カ月、2カ月、3カ月も待たせてももらえないという人もおりますから、そこら辺を聞いてみますよ。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

申請から1週間程度あれば交付はできると考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第92号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第14 議案第93号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第93号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第93号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第15 議案第94号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第94号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○10番（山口光章君）

このたび執行部の提案といいますか、要望で、多良岳の一部、山をですね、大橋恒産のほうから買いつける予定じゃないけれども、そういうふうな話が出ておりますよね。実際その話は私自身も、どうせ買うなら太良町が、どうせ売るなら太良町にというような考え方で私もわかっちゃおるんですけども、山を買う、いろんな大義名分はございますけれども、実際、町民の意向ですか、町全体の方々がどのように感じられているのか、そこら辺は把握なさっておりますか。

##### ○町長（岩島正昭君）

お答えします。

太良町全体の町民のアンケートはまだとっておりません。ただ、太良の森林組合、あるいは各集落から代表者の方等々の陳情書は要望書という形で上がっております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

今、町長の答弁の中で要望書とありましたけれども、捺印のついた要望書だと思いますけど、何人ぐらい上がっているわけですか。

○農林水産課長（高田由夫君）

ただいま何名というのは、ちょっと資料を持ってきておりませんので、後だって。各集落に推進員さんということでおられる方たちの要望書が、今先ほど町長が答弁しました捺印してあるということでございます。山があるところには地区の方たちがおられるということで、その要望書ということですよ。

○2番（山口 巖君）

ということは、要望書に連名された人は、山を買ってくださいというお願いという解釈でいいですか。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○10番（山口光章君）

いや、山を買うがゆえに、自治体の町長としても、事実そういった買うべきだと思うかもしれないけれども、根拠というのはもう大体わかっているわけですよ。だけど、町長としてこれから先、山を買うがゆえに、議会の中でも大橋恒産の関係者、上層部の方、あるいは社長、議会は会うたことないんですよ。そういうふうな要望、陳情をするがゆえに、そういうふうな周りの人がおるといっただけであって、直接本人さんがどうかひとつ買ってくださいよと、太良町のためになるんじゃないでしょうかというような声の一つも聞いてみたいなと思いますけど、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

実は、今度19日ですか、議員皆さんと大橋恒産の山を——20日やったかな、20日に全協で見させていただいて、それで私のところの要望等々も皆さんにお諮りして、皆さんたちからある程度の方向づけをいただければ、大橋恒産の社長も来て、皆さんたちに御紹介をしたいとは思っております。向こうに相談せにゃいけませんけどね。

まず、山を見ていただいて、ああ、これは確かに必要だというふうなことで、またあとは単価面等々もありましようけれども、山を午前中見ていただいて、午後、そこら付近の資料等々を私のほうで用意しておりますから、協議をしていただきたいと思います。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第94号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第16 議案第95号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第95号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

病院事務長にお尋ねいたしますけれども、46床が60床になったと。建設に対しての条件としては、それで十分に事をなし遂げたと思えますけれども、46床のときと、60床になったときの場合と、今現在と、入床率ですか、要するに46から55ぐらいの入院患者さんが今現在おられますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

現在入院している方は、きょう私が確認した時点では45名となっております。

○10番（山口光章君）

そしたら、46床でも十分間に合ったわけですよね、実際。それを私は希望としては、入院患者ばかりおったらかえって困るわけですけど、健康じゃない町になってしまいますから。しかし、せっかく60床の病床があるんですから、やはりそれはもういっぱい、ぎりぎりになるぐらいの企業の努力ですか、安心して入院できるような形で、これ60床でも足らんぜというような、そういう形をとっていただきたいと、そのように希望しておきます。

○12番（木下繁義君）

95号の病院事業会計の1ページですけど、資本的支出として建設改良費が793千円上がっておるわけですが、これは医療機器として上がっておるわけですが、内容をちょっと説明を求めたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これは整形外科のひざの手術の手術用器具でございます。



○12番（木下繁義君）

その器具は今まではなかったわけですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

業者から貸与とか、そういう形でいたしておりました。今の釘本先生という方がひざの専門の方なので、今回、購入をお願いしますということですので、予算を計上させていただきました。

○12番（木下繁義君）

現在、釘本先生ですか、ひざの専門というようなお話ですけど、患者の方々、現在太良病院で手術をされた経緯はありますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

もちろん手術はされたことはあります。今、ちょっと古いデータですけど、11月1日までのところで手術は38件をやっているんですが、そのうちに、そのひざの手術もあるということでございます。

○8番（久保繁幸君）

5ページの医師給の140千円というのは何でしょうかね。医師の給料が140千円というのをお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これは当初予算で、もといらっしやった黒川先生と、それから、あと1人来ていただくということがもう既に決まっておりましたので、1人分を医師の給料表の2の11号級というところで予定をしとったわけですが、実際来られたのが釘本先生という方と松村先生という方が来られました。釘本先生が黒川先生よりも若干年が上なので、その差額と、予定をしていた号給よりも、もう1人の松村先生という方がちょっと若かったものですから安くなって、相殺の結果、140千円の増額ということになったということでございます。

○12番（木下繁義君）

ちょっともう1点お尋ねしますが、一般質問でもおっしゃったように、この老人会からまた包括支援事業ですか、あれに対する部落からの要請があったとき、例えば月1回でも、時間的にはそう長くかからんと思うわけ、ちょっと指導をしてもらうのはね。月1回でも何とかいやあができるような配慮はできないものか、ちょっとその辺を確認しておきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

済みません、議員、もう一回ちょっとその包括というのは、具体的におっしゃっていただ

いたらお答えできますけれども。

**○12番（木下繁義君）**

老人会でお集まりになったときに、健康運動といいますが、いろいろな指導をされているようでございます。それが太良町立病院ではその対応はできないかというようなことで、できないというようなことやったけんね、町立病院はでけんで、ふるさとの森ができて云々というような理事会の意見が出ておりましたものですから、その辺をお尋ねします。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

今ちょっと院長と話をしたんですが、時間を極力つくって、行けることであれば行くということでもちょっとお答えをしておきたいと思います。

**○1番（所賀 廣君）**

病院予算書の10ページなんですけど、下の手当の内訳という欄で、研究手当432千円の補正額になっておりますが、この研究手当というのがどういったものなのかをお尋ねしたいと思います。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

これには、まず院長手当とか、それから、ここに上がっておるとおり研究手当とか、それから医長手当とか、4つ、5つ手当が医師に対してのみでございます。その中で、先ほど申しましたが、今回、整形の釘本先生をこちに派遣されるときに、医長という形で採用をしてくださいということが佐賀大学医学部の整形外科医局のほうから申し出がありましたので、その方と、その方よりも年齢が上になられる小児科の佐々木先生、お二人を医長という役職名で採用したということで、この差額が出ておるということでございます。

**○1番（所賀 廣君）**

もう1つお願いなんですけど、決算委員会の折に病院でやっておられるワーキングチームといいますが、いろんな諸問題についての研究会、話し合いをやっておられる中に、ぜひ我々議員もお招きをいただいて、お互いに知恵を出し合いましょうみたいなお願い事項として言っておりましたが、その後の経過、経緯、これからやる予定とかありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

この間の決算委員会のときも申し上げたんですけど、ちょっとワーキングチームを今再編をやっている最中で、ワーキングチームができてからもうかれこれ五、六年なりますので、大分人員も入れかわったものですから、再編をするということで、ちょっとその再編のところでも手こずっております、年内には辞令を交付して、きちんとした形にしたいと思ってお

ります。

それで、年が明けたらその活動を早速やっていただいて、そのときに議員さん方をお呼びするというような形をとりたいというふうに思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第95号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第17 議案第96号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第96号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

7ページの予算書なんですが、総務費のところ、一般財源から346千円の補正がなされておりますが、これは異動によるものなのでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

異動ではありませんけれども、職員でちょっとお祝事がありまして、1人、その分の給与改定分、それと、町外に出ましたので、通勤手当、住宅手当を補正している、その分だけでございます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

はっきりとわかりませんが、町外に出られたということは、今まで太良に住んでおいて、結婚して、どこか町外に住宅を構えられたということなのでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

はい、そうです。結婚して町外のほうに出ました。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第96号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第18 議案第97号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第97号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第97号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第19 議案第98号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第98号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

4 ページの一般管理費の570千円の扶助手当について、中身をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

職員1名、その職員が既婚者ですので、その分の扶養の手当の分だけです。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第98号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第20 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第20. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第21～第24 意見書第3号～意見書第6号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 意見書第3号 地方交付税の復元に関する意見書の提出についてから、日程第24. 意見書第6号 「有明海再生計画」の早期実現等を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りします。意見書第3号から意見書第6号までにつきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

初めに、意見書第3号 地方交付税の復元に関する意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書第3号案は原案どおり可決されました。

次に、意見書第4号 農業政策見直しに関する意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書第4号案は原案どおり可決されました。

次に、意見書第5号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書第5号案については原案どおり可決されました。

最後に、意見書第6号 「有明海再生計画」の早期実現等を求める意見書の提出について、

本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書第6号案は原案どおり可決されました。

日程第25 決議第1号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 決議第1号 銃器犯罪の根絶に関する決議についてを議題といたします。

事務局長に決議案を朗読させます。

〔決議案朗読〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。決議第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

決議第1号 銃器犯罪の根絶に関する決議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、決議案は原案どおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は12月7日開会以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸議案を審議してまいりました。会期は12月17日までとなっておりますが、本日で閉会になり、特に緊急な案件がない限り、平成19年の納めの町議会となりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

ことは、新年早々から前町長が亡くなられるなど、かつてない厳しい年明けとなりましたが、2月には新たに岩島町政がスタートし、また、議会においても7月に町議会議員選挙が行われ、新人議員4人を含む12人新体制でスタートし、まことに慌ただしくも意義深い一年だったと思います。

なお、町長並びに町執行部の皆様方には厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また、地域住民の皆さんの声に耳を傾けながら、持続した行政を推進するため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のために業務に精進されたことに対し、まず感謝を申し上げます。

議員各位には、町民の代表として終始極めて熱心に本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

なお、私ごとではございますが、この一年、議長として無事務め上げてきたのか、甚だ疑問でいっぱいではございますが、これからもなお一層の精進を重ね、皆様方の御協力を得ながら務めてまいりたいというふう存じておりますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方にはくれぐれも御自愛をくださいませ、無事年を越され、御多幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、平成19年第5回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。どうもありがとうございました。

**午後1時54分 閉会**



以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章